








# 本部隊舎乗用エレベーター保守点検

件名	本部隊舎乗用エレベーター保守点検					図面No.	1/3
図名	表紙					縮尺	—
業務隊長	管理科長	當班班長	電気係長	工事企画	管財	作成者	
							
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊						令和7年1月30日	

## 仕 様 書

- 1 件 名  
本部隊舎乗用エレベーター保守点検
- 2 場 所  
宮崎県都城市久保原町1街区12号 陸上自衛隊都城駐屯地 本部隊舎
- 3 概 要  
(1) 乗用エレベーター（8停止）の保守及び点検（フルメンテナンス契約） 3台  
(2) 期 間  
令和7年4月1日～令和8年3月31日（各月1回実施）

### 4 機器名

(1) 機器名	インバーター制御ロープ式エレベーター（MRレス）
製造会社 型式	東芝エレベータ（株） SP11-CO90
設置年月日	令和4年4月28日（新設）
用 途	交流乗用（速度90m/min・積載重量750kg(11人)）、8停止
付加仕様	停電時自動着床装置（自動復旧運転機能）、地震時管制運転装置、戸開走行保護装置
付加装置	火災時管制運転装置、オートアナウンス、トスビームドアセンサー
基数	2基
その他	遮煙乗場ドア、直接通話機能
(2) 機器名	インバーター制御ロープ式エレベーター（MRレス）
製造会社 型式	東芝エレベータ（株） SP15-CO90（車いす仕様）
設置年月日	令和4年4月28日（新設）
用 途	交流乗用（速度90m/min・積載重量1,000kg(15人)） 8停止
付加仕様	停電時自動着床装置（自動復旧運転機能）、地震時管制運転装置、戸開走行保護装置
付加装置	火災時管制運転装置、オートアナウンス、トスビームドアセンサー
基数	1基
その他	遮煙乗場ドア、直接通話機能

### 5 一般共通事項

- (1) 本役務は、本仕様書、建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）及び関係諸法規に従い適切に実施するものとする。
- (2) 本役務実施に際し疑義を生じた場合は、係官と協議しその指示に従うものとする。
- (3) 本役務実施に際し、エレベーター本体に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原形復旧するものとする。
- (4) 作業等終了後、点検結果報告書を1部係官に提出するものとする。
- (5) 本役務の写真はカラーとし、主要な作業段階毎及び係官の指示する箇所を撮影し、A4版に整理の上、1部係官に提出するものとする。
- (6) 本役務に際し、係官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
- 6 特記事項
- (1) 法定検査は、昇降機等検査員の資格者証を交付された者が行うものとする。
- (2) 点検は、次項「7 エレベーター保守点検項目等」を実施するものとし、細部については製造所の指定によるものとする。
- (3) 故障及び不具合が発生した場合は、その修理のために直ちに技術員を派遣するものとする。
- (4) 本役務で使用する部品、消耗品等は製造所指定のものを使用するものとする。保守点検に当たっての部品及び消耗品等の取替及び修理作業は、受注者の負担とし、項目については建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）表7.2.2「ロープ式、フルメンテナンス契約」によるものとする。ただし、次の項目については除外する。

- ア 意匠部品（乗かご、三法枠、かご床タイル、敷居、操作盤、戸、その他）の塗装メッキ直し、修理及び部品の取替
- イ 巻上機、電動機、制御盤等の機器本体の交換
- ウ 修理又は取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係の工事
- エ 昇降路周壁及び建屋部分の改修
- オ 諸法規の改正又は管公署の命令及び指導により、現状の使用変更や改造等が生じた場合の工事
- カ 利用者側の不注意、不適當の使用、管理により発生する補修又は取替
- キ 地震等天災事変、その他の不可抗力により生じた機器類の修理
- (5) 遠隔監視装置は、受注者が設置するものとし、監視に必要な機器・電話料金等については、受注者の負担とする。
- (6) 上記(4)カ項においての使用者側が負担する補修等は、係官と協議の上、別途見積り等を提出し処置するものとする。
- (7) 点検実施に際しては、点検日の年間予定表を1部係官に提出し、係官の承認を受けるものとする。また、日程の変更がある場合は1週間前までに係官へ連絡し、係官の承認を受けるものとする。
- (8) 毎月の保守点検に加え、法定検査（建築基準法）に準ずる定期検査を年度内に1回実施するものとする。
- (9) 地震災害等で昇降機が停止した場合、直ちに遠隔にてエレベーター本体及び昇降路等の状態の確認を実施するとともに、運行に支障がない場合は遅滞無く仮復旧作業を遠隔にて実施し、エレベーターが稼働可能な状態とすること。エレベーターの安全な運行に支障があると認められる場合は、速やかに係官にその旨を伝え、必要に応じ当該エレベーターの製造業者にその旨を伝えるものとする。また、かご内閉じ込め故障時には、かご内と受注者との間で直接通話できるものとする。

### 7 エレベーター保守点検項目等

- (1) 遠隔監視項目（常時）

異常監視		管制運転監視	
1 閉じ込め	1 地震時管制運転	2 機能不能	2 火災時管制運転
2 電源異常	3 停電時自動着床運転	3 制御装置異常	
3 遠隔監視装置異常			

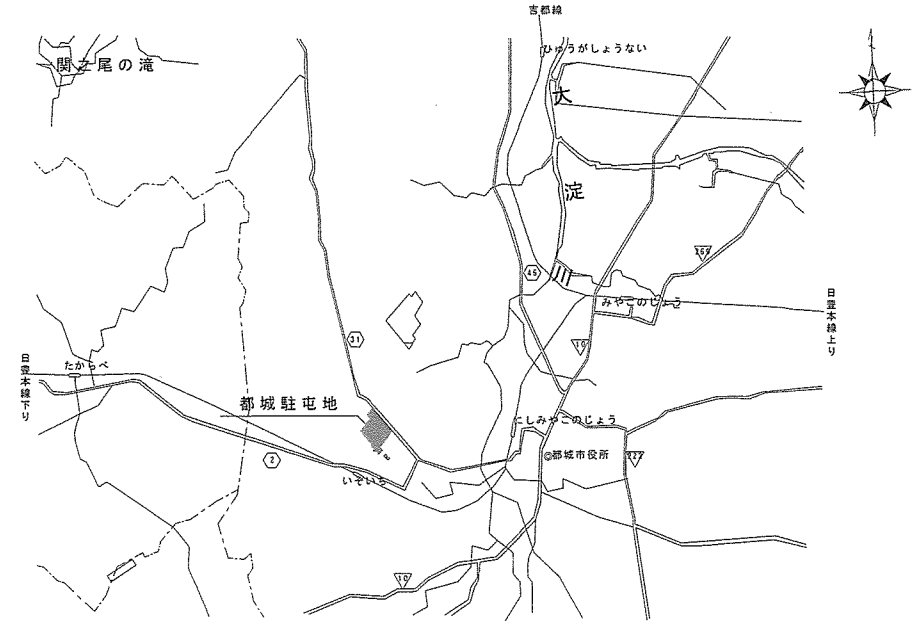
- (2) 遠隔点検項目（毎月1回：計12回）

点 検 内 容	
1 制御盤付近の温度	11 かご戸スイッチ動作状態
2 電動機動作状態	12 のりば戸スイッチ動作状態
3 ブレーキ動作状態	13 インターホン（トスコール）動作状態
4 制御機器動作状態	14 かご内照明点灯状態
5 かご走行状態	15 かご内停電灯動作状態
6 着床状態	16 荷重検出装装置動作状態
7 呼びボタン動作状態	17 昇降路リミットスイッチ動作状態
8 戸開閉状態	18 安全スイッチ動作状態
9 戸開閉速度状態	19 ピット環境
10 戸閉め安全装置動作状態	

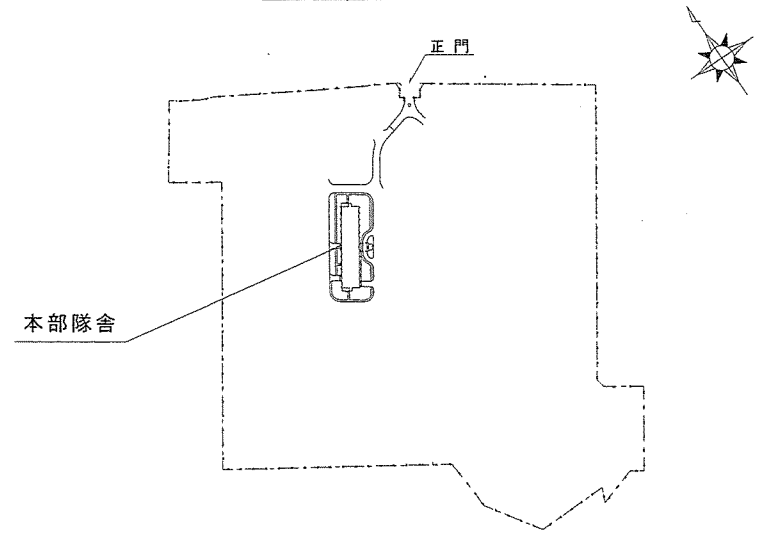
件 名	本部隊舎乗用エレベーター保守点検	図面No.	2/3
図 名	仕 様 書 ①	縮 尺	
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊			令和7年1月30日

(3) 現場点検項目 (3ヶ月に1回:計4回)

部位・装置	点検内容	部位・装置	点検内容	
運転状態	戸開閉状態	昇降路用品	昇降路状態	
	ドア開閉状態		リミットスイッチの動作状態	
	走行状態		メインロープの状態	
	かごの着床状態		調速機ロープ状態	
かご	オペレーション	昇降路	各シーブの状態	
	かご室		ガイドレールの状態	
	かご室内意匠の状態		テールコードの状態	
	外部連絡装置の機能		コンベン装置(チェーン・ロープ)の状態	
	停電灯の動作状態		つり合いおもり	
	かご室内操作盤の状態		つり合いおもりの状態	
	かご室照明の状態		つり合いおもりガイドシュウの状態	
	かご室ファンの動作状態		ビット	ビット状態
	かご戸の状態			緩衝機の状態
	かご戸シルの状態		制御盤	制御盤状態
	かご戸スイッチの動作状態			基板・継電器などの動作状態
	ドア開閉装置の動作状態		巻上機	巻上機の動作状態
	ドア制御装置の状態			各シーブの状態
	かご機器		かご上の状態	ブレーキ
ガイドシュウ(ローラー)の動作状態		ブレーキ手動開放装置の動作状態		
着床スイッチの動作状態		調速機	調速機の動作状態	
かご非常止め装置の状態				
荷重検出装置の動作状態				
各シーブの状態				
出入口	乗り場			
	乗り場戸			
	(遮煙)			
	乗り場戸係合装置の状態			
	インターロック装置の状態			
	乗り場戸のスイッチの動作状態			



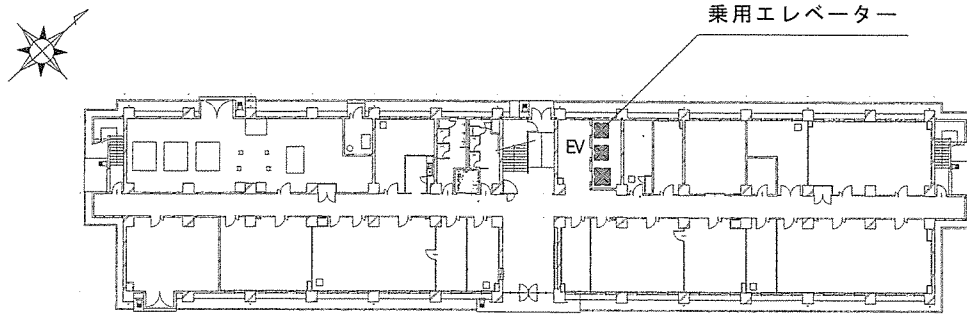
案内図 No Scale



配置図 No Scale

8 検査

点検完了後、係官立会のうえ、役務完了検査を実施する。



本部隊舎 S=1/500

件名	本部隊舎乗用エレベーター保守点検	図面No.	3/3
図名	仕様書②、案内図、配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和7年1月30日	